

告 示 第 7 3 4 号

令和 6 年 5 月 3 1 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島アリーナ特定天井改修本体工事請負契約に係る総合評価落札方式による制限付き一般競争入札について（公告）

鹿児島アリーナ特定天井改修本体工事請負契約に係る総合評価落札方式による制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格及び落札者決定基準を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項、第 1 6 7 条の 5 の 2 及び第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 3 項の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項、第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 6 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

記

1 入札に付する工事名等

(1) 工 事 名

鹿児島アリーナ特定天井改修本体工事

(2) 工事場所

鹿児島市永吉一丁目 3 0 番 1 号

(3) 完成期限

令和 8 年 1 月 3 0 日

(4) 工事概要

構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下 1 階地上
3 階建

ア 特定天井改修工事

メインアリーナ及び 2 階回廊部分
改修面積 6, 0 3 0 平方メートル

イ 天井改修工事

1 階回廊及びエントランスホール部分
改修面積 1, 6 4 0 平方メートル

2 予定価格に110分の100を乗じて得た価格

落札決定後に公表

3 工事施工方式等

(1) 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。

(2) 共同企業体の結成は自主結成とし、構成員数は2社とする。

(3) 共同企業体の構成員の組合せは、構成員となる者に必要な共通資格要件を全て満たす者のうち、代表構成員の資格要件を全て満たす者同士又は代表構成員の資格要件を全て満たす者と代表構成員以外の構成員の資格要件を全て満たす者との組合せとする。

なお、構成員は、本工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 共同企業体の構成員となる者に必要な共通資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本市の建設工事等競争入札参加資格を有し、建築一式工事で登録されている者であること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、建築工事業の許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。

エ 建築工事業につき特定建設業の許可を有していること。

オ 本工事に係る設計業務等の受託者（株式会社 日建設計 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

キ 本公告の日から入札参加資格確認申請の提出期限の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定。以下「指名停止に関する要綱」という。）に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

(2) 共同企業体の代表構成員となる者に必要な資格要件

ア 建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書の建築一式工事の総合評定値（鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿登載に係る令和5年7月1日付けの有資格決定通知書（以下「有資格決定通知書」という。）に記載された客観点数（会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者）にあっては、これらの手続開始の決定後に新たに受けた経営規模等評価の結果通知書の総合評定値）をいう。）が、1,600点以上であること。

イ 平成26年度から令和5年度までの間に元請として、特定天井改修工事の完成工事実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が15パーセント以上のものに限る。）を有していること。

ウ 平成26年度から令和5年度までの間に元請として施工した、次の(ア)又は(イ)のいずれかの完成工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が15パーセント以上のものに限る。）において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての施工経験を有し、かつ、本公告の日現在において、監理技術者資格者証（建築）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有している者であって、連続して3月以上の直接的な雇用関係にあるものを、本工事に専任で配置できること。

(ア) 特定天井改修工事

(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、かつ、延床面積が4,000平方メートル以上の建築一式工事の新築、増築又は改築

(3) 共同企業体の第2構成員となる者に必要な資格要件

ア 本公告の日現在において、本市内に本店を有している者であること。

イ 有資格決定通知書に記載された建築一式工事の等級が「A級」であること。

ウ 本公告の日現在において、監理技術者資格者証（建築）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有している者であって、連続して3月以上の直接的な雇用関係にあるものを、本工事に専任で配置できること。

5 共同企業体の出資比率

共同企業体の代表構成員の出資比率は構成員のうち最大の出資比率とし、代表構成員以外の構成員の出資比率は30パーセント以上とする。

6 入札参加希望の申請方法等

(1) 本工事の入札に参加を希望する者は、令和6年6月20日（木）午後5時15分まで（かごしま県市町村電子入札システムの運用時間（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後8時まで）内に限る。）に、鹿児島市電子入札運用規約（平成20年2月18日制定。以下「運用規約」という。）第2条第1号に規定する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争参加資格確認申請書画面において、制限付き一

般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を添付し、市長に提出するとともに、次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を鹿児島市企画財政局財政部契約課に直接持参しなければならない。ただし、やむを得ない理由で電子入札システムを使用できない者及び運用規約第5条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者は、申請書を鹿児島市企画財政局財政部契約課に直接持参し、市長に提出しなければならない。

なお、上記日時までに申請書及び申請関係書類を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。

ア 共同企業体の構成員の名称等調書（様式あり）

イ 施工実績調書（様式あり）

ウ 専任配置予定の技術者等調書（様式あり）

エ 共同企業体協定書（写し）

オ 有資格決定通知書（写し）

カ 技術資料（様式あり）

(2) 申請関係書類の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 申請関係書類の提出部数（申請書を直接持参する場合にあっては、申請書の提出部数を含む。） 各1部

(4) その他

ア 申請書及び申請関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書及び申請関係書類は、返却しない。

ウ 申請書及び申請関係書類の様式は、本市ホームページ

(<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。

エ 申請書及び申請関係書類において、虚偽の記載又は著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することができない。

7 落札者決定基準等

(1) 総合評価の方法

本工事の入札は、総合評価落札方式により実施するものとし、6で提出された技術資料に基づき(2)及び(3)に定めるところにより評価を行う。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、別表1のとおりとする。

(3) 評価の方法

ア 評価は、評価点と当該入札者の入札価格を基に、次の(ア)又は(イ)の算式により求める評価値により行うものとする。

(7) 入札価格が鹿児島市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成16年12月22日制定。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）第3条に定める価格（以下「調査基準価格」という。）以上の場合

評価値＝評価点／入札価格×100,000,000（小数点以下第5位を四捨五入）

(4) 入札価格が調査基準価格未満の場合

評価値＝評価点／（調査基準価格＋（調査基準価格－入札価格））×100,000,000（小数点以下第5位を四捨五入）

イ アの評価点は、入札参加資格を満たす者に対して与える標準点（100点）に、別表1に定める評価基準に応じて与える配点の合計点を加えたものとする。

(4) 落札者の決定方法

ア 低入札価格調査制度実施要領第4条第1項に定める額（以下「失格基準価格」という。）以上で入札した者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、調査基準価格未満で入札した者の評価値が最も高かった場合は、落札者決定を保留し、低入札価格調査制度実施要領第7条第1項に定める低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施後、落札者を決定する。

イ アにおいて、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

ウ 落札決定の日までにおいて、指名停止に関する要綱に基づく指名停止又は暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者については、落札者とししない。

(5) 評価結果に対する疑義の照会

落札者の決定結果については、決定後速やかに公表するものとし、その結果に対して疑義がある者は、当該公表を行った日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、自らの評価点の内容について書面により疑義の照会を行うことができるものとする。

(6) 同時に公告した桜島学校新築本体その他工事（1工区）において落札した共同企業体又は低入札価格調査を実施中の共同企業体の構成員を含む共同企業体については、落札者とししない。

8 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された申請書及び申請関係書類により審査し、その結果は、令和6年6月24日（月）までに電子入札システム又は書面により通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、6(2)の受付時間内に鹿児島市企

画財政局財政部契約課に書面を持参して行わなければならない。

9 設計図書等の閲覧等及び質疑応答

(1) 本工事の図面、仕様書及び閲覧用設計書（以下「設計図書等」という。）は、本公告の日から令和6年7月8日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の間、鹿児島市企画財政局財政部契約課において閲覧に供する。なお、本市ホームページにおいては、本公告の日から令和6年7月8日（月）までの間、閲覧に供する。

(2) 設計図書等に関して質問がある場合には、質問事項を記載した質疑応答書を直接持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。ただし、ファックス及び電子メールによる場合は、24に掲げる問い合わせ先に送付した旨を電話で連絡しなければならない。

ア 受付期間

本公告の日から令和6年6月10日（月）午後5時15分まで（ただし、直接持参による場合は、土曜日及び日曜日を除く。）

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ウ 受付場所

鹿児島市企画財政局財政部契約課（本館3階）

エ 受付ファックス番号及び電子メールアドレス

24に掲げるファックス番号及び電子メールアドレスに同じ。

オ その他

設計図書等に関する質疑応答書の様式は、別に指定する様式により提出すること。なお、様式は、本市ホームページにおいて入手することができる。

(3) (2)に対する回答は、令和6年7月8日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の間、鹿児島市企画財政局財政部契約課において閲覧に供する。なお、本市ホームページにおいては、令和6年7月8日（月）までの間、閲覧に供する。

10 現場説明会

実施しない。

11 入札の方法

(1) 入札は、電子入札システムを使用した入札（以下「電子入札」という。）により行う。ただし、やむを得ない理由により電子入札をすることができない場合には、運用規約第14条第1項の規定による紙入札により行う。この場合において、入札書は、13に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。

- (2) 電子入札の方法等については、本公告に定めるもののほか、運用規約によるものとする。
- (3) 運用規約第5条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者は、紙入札により行う。この場合において、入札者は、13に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は、3回とする。

1.2 電子入札による入札期間

令和6年7月8日（月）午前8時30分から同月9日（火）午後2時まで（かごしま県市町村電子入札システムの運用時間（午前8時30分から午後8時まで）内に限る。）

1.3 紙入札による入札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年7月9日（火）午後2時

(2) 場所

鹿児島市企画財政局財政部契約課工事入札室（本館3階）

1.4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

(2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上（低入札価格調査制度実施要領第8条第1項に定める低入札価格調査委員会の審査を経て、落札者と決定された者は、契約金額の100分の30以上）の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、契約保証金は、契約履行後還付する。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に本市を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

1.5 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額と一致する工事費内訳書を電子入札システム

により、入札書画面において添付して提出すること。ただし、紙入札の場合は、入札書と同時に提出すること。

(2) 工事費内訳書は、別に定める様式により提出すること。なお、様式は、本市ホームページにおいて入手することができる。

(3) 工事費内訳書は、返却しない。

1.6 最低制限価格

設定しない。

1.7 調査基準価格及び失格基準価格

設定する。

(1) 7(3)の評価値が最も高い者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、開札日において落札決定せず、低入札価格調査を行った後に落札決定するものとし、調査の対象となった者は、7(3)の評価値が最高値であっても落札者とならない場合がある。調査の対象となった者は、低入札価格調査の実施に関する通知を受け取り後、事後の調査に全面的に協力すること。

低入札価格調査を実施するとき及び低入札価格調査後の落札結果は、電子入札システムにより通知する。やむを得ない理由で電子入札システムを利用できない者及び運用規約第5条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者には、別途通知する。

(2) 低入札価格調査を辞退するときは、6(2)の受付時間内に鹿児島市企画財政局財政部契約課に書面を直接持参しなければならない。

(3) 低入札価格調査の実施に応じない者は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものとし、入札を辞退したものとみなす。

1.8 開札の日時

令和6年7月9日(火)午後3時

1.9 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 運用規約第5条第8項又は第8条第1項各号の規定に該当する場合の入札

イ 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 工事費内訳書が提出されていない入札

オ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

カ 2以上の入札書(他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。)による入

札

キ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

ク 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ケ 明らかに連合によると認められる入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) くじによる落札者の決定においては、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

2 0 入札又は開札の延期

やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札又は開札を延期することがあり、この場合、入札参加資格者には別途通知する。

2 1 配置予定技術者の変更

落札者の決定後、申請関係書類に記載した配置予定の監理技術者についての変更は、原則として、認めないものとする。ただし、市長が、やむを得ない理由があると認めるとき、又は受注者と発注者が協議し認められる場合は、4の(2)ウ又は(3)ウに掲げる基準を満たす他の監理技術者に変更することができる。

2 2 議会の議決等

(1) 本工事の契約については、落札者として決定された者と仮契約を締結し、鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和42年条例第35号）第2条の規定による鹿児島市議会の議決を得たときに当該仮契約を本契約とみなすものとする。

(2) 本工事の仮契約締結の日以降、当該仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、落札者として決定された仮契約の相手方が、次のいずれかに該当することとなったときは、本市は、当該仮契約を解除することができるものとする。この場合において、本市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ア 不正又は不誠実な行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

2 3 共同企業体の有効期間

共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間

とする。

- (1) 本工事の契約締結の相手方となった者 本工事の契約履行後3月を経過する日まで。ただし、本工事に関する契約不適合の場合の責任については、法律上又は契約上の契約不適合の場合の責任が存続する期間は、構成員であった者は連帯してその責めを負うものとする。
- (2) 本工事の契約締結の相手方とならなかった者 本工事の仮契約が締結され、当該仮契約が本契約として効力を生ずるまで

2.4 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市企画財政局財政部契約課工事契約係（本館3階）

電話 099-216-1163

ファックス 099-216-1164

電子メールアドレス kei-kouji@city.kagoshima.lg.jp